

介護老人保健施設　大誠苑
訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)運営規程

令和３年７月改定

（事業の目的）

第１条　医療法人　大誠会　介護老人保健施設　大誠苑が開設する、大誠苑訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション事業の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの理学療法士等の従業員が、指定訪問リハビリテーションの必要性を主治医に認められた要介護者に対して、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者が要介護(要支援)状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

２　医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状態、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、リハビリテーションサービスの目標と、目標を達成する為の具体的なサービス内容等を計画し利用者及びその家族に対し、わかりやすいように説明及びサービスの提供を行うものとする。

３　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ・ 名称　医療法人　大誠会　介護老人保健施設　大誠苑
- ・ 所在地　群馬県沼田市久屋原３４５番地１

（職員の職種、員数）

第４条　事業所に勤務する職種、員数は次の通りとする。

- ・ 理学療法士
 - ・ 作業療法士
 - ・ 言語療法士
- ※員数については法令の定めるところとする。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ・ 営業日　月曜から金曜日までとする。ただし国民の休日及び１２月２９日午後から１月３日までを除く。
- ・ 営業時間　午後８時３０分から午後５時３０分までとする。

(サービス内容)

第6条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)のサービス内容は次のとおりとする。

- ・利用者に対して・・・心身の維持・改善のための訓練及び実際の日常生活動作指導
- ・家族に対して・・・介助量軽減のための介助方法の指導など
- ・生活環境に対して・・・環境の整備など(手すりや福祉用具の導入など)

(利用料等)

第7条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の利用料は別添の「重要事項説明書」に記載の料金表により支給を受ける。

2. 介護保険の適用を受けない部分については利用料の金額をお支払いいただくこととする。

3. 利用者に対し、利用された翌月の10日前後に利用料明細書を作成・送付し、窓口又は銀行振込にて支払いを受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域の実施地域は沼田市とする。

(緊急の対応)

第9条 現に訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供を行っている時に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかにかかりつけの医師、又は内田病院に連絡をとる措置を講ずることとする。

(職員の質の確保)

第10条 事業所は、職員の資質向上の為に、研修の機会を確保する。

(守秘義務)

第11条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を保持する。

2 上記事項については従業員ではなくなった場合においても遵守されるように、法人との間に入職時契約を交わすこととする。

(苦情処理)

第12条 利用者からの相談、苦情等に関する窓口を設置し、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)に関する要望、苦情等に対し、迅速かつ適正に対応します。

苦情担当窓口	介護老人保健施設 大誠苑 事務長 平形 佳之
電話番号	0278-23-4811
FAX 番号	0278-22-0342
住所	〒378-0005 群馬県沼田市久屋原町 345-1
電子メール	taiseien@taiseikai-group.com

(契約外条項)

第13条 この規程に定める事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者との協議により定めることとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体的拘束の原則禁止）

第15条 事業所は訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供にあたっては、身体拘束等適正化のための指針に基づき、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

（ハラスメント対策の強化）

第16条 事業所は、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化するとともに必要な措置を講ずる。

- （1）職場におけるハラスメント防止規定を定めるとともに従業者に研修を実施する。
- （2）職場におけるハラスメントに関する相談窓口を設け、事案が生じた場合は周知の再徹底及び適切な再発防止策を講ずる。

（リスクマネジメントの強化）

第17条 事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供に当たって事故の発生を予防する取り組みとして、以下の措置を講ずる。

- （1）事故の発生又は再発を防止するための指針の整備をする。
- （2）事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備をする。
- （3）事故発生防止のため委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- （4）安全対策部門の担当者を1名以上配置する。

（業務継続に向けた取組の強化）

第 18 条 事業所は、業務継続に向けた取り組みとして、以下の措置を講ずる。

（１）感染症又は自然災害の発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが
安定的・継続的に提供できる体制を整備する。

（２）業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施をする。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

